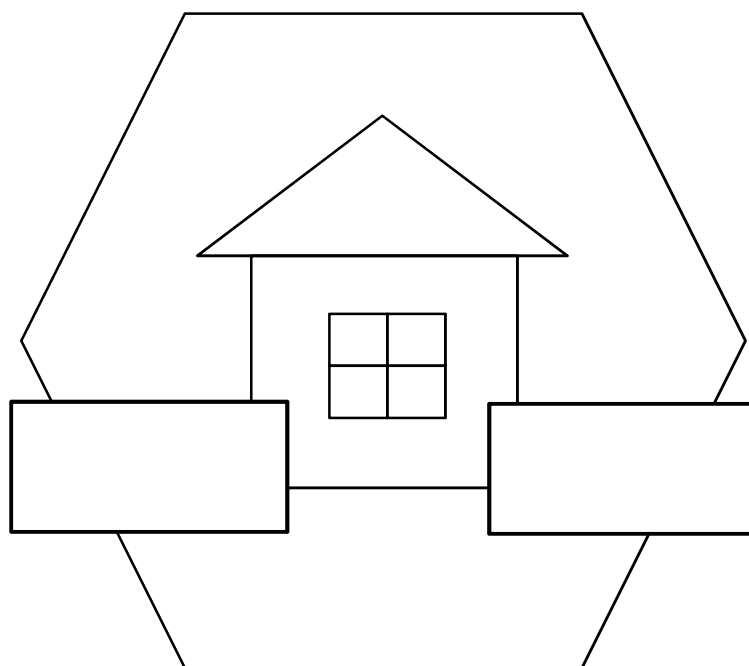


危険ブロック塀等除却事業

募 集 案 内

令和5年度版



富 谷 市

富谷市では、道路に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、学童をはじめとする歩行人の安全を確保するため、危険なブロック塀等を除却する方に対して、除却費用の一部及び、除却に伴う生け垣やフェンス等の設置費用の一部を補助します。

1. 補助対象事業

コンクリートブロック造、石造、れんが造等の組積造による塀の全部を除却し、又は道路の路面からおおむね50センチメートル（擁壁上の場合は40センチメートル）以下の高さまで除却する事業で、以下の全ての条件に該当するものとする。

- （１） 道路に面して（道路端から水平距離が1メートル以内）設置されていること。
- （２） 道路からの高さが1メートル（擁壁上の場合は40センチメートル）を超えるもの。
- （３） ブロック塀等実態調査において、緊急改善又は要改善と判定されたもの。

※調査を行っていないブロック塀等については、お申込みの前にご相談下さい。

塀の新設を伴う場合は、除却する危険ブロック塀等と同程度の機能であり、地震に対して安全な構造のものを新設する事業で、以下の全ての条件に該当するものとする。

- （１）ブロック塀等を除却した跡地に対して、ブロック塀等以外の塀等（生け垣・フェンス・板塀等）を設置すること。
- （２）生け垣を設置する場合は、高さ1メートル以上の苗木を用いて、50センチメートル以下の間隔で植栽し、苗木は支柱等により適切に固定するものとする。
- （３）フェンス及び板塀等を設置する場合は、高さ60センチメートル以上のものとし、基礎等を設置するなどして適切に固定すること。

2. 補助額

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ブロック塀等の除却等工事に要する費用とする。

補助金の額は、補助対象事業を実施する場所の区分に応じて、次に算定する額の中で最も低い額とする。

補助金の額に、1,000円未満の端数は切り捨てとする。

- （１）スクールゾーン内の通学路等に面したブロック塀等の除却を行う場合
 - ① 補助対象経費の5/6
 - ② 除却延長1メートル当たり 80,000円
 - ③ 補助限度額 375,000円

(2) (1) 以外の道路に面したブロック塀等の除却を行う場合

- ① 補助対象経費の2/3
- ② 除却延長1メートル当たり 80,000円
- ③ 補助限度額 300,000円

例1) 危険ブロック塀を除却した長さ5メートルで、跡地に高さ60センチメートル以上のフェンスを5メートル設置し、工事費が30万円の場合

- ① 補助対象経費 $300,000 \times 5/6 = 250,000$ 円
- ② 除却延長 $5\text{m} \times 80,000 \text{ 円} = 400,000$ 円
- ③ 補助限度額 375,000 円 (スクールゾーン内の通学路等に面する場合)

補助額は 250,000 円

例2) 危険ブロック塀を除却した長さ15メートルで、跡地に高さ60センチメートル以上のフェンスを15メートル設置し、工事費が60万円の場合

- ① 補助対象経費 $600,000 \times 5/6 = 500,000$ 円
- ② 除却延長 $15\text{m} \times 80,000 \text{ 円} = 1,200,000$ 円
- ③ 補助限度額 375,000 円 (スクールゾーン内の通学路等に面する場合)

補助額は 375,000 円

3. お申込み方法

下記の書類を、都市計画課窓口まで提出してください。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 除却計画概要書
- (3) 設置計画概要書 (除却に伴う設置をされる方のみ)
- (4) 工事の見積書
- (5) 工事前の現場写真 (道路側と宅地側から撮影した現況写真2枚程度)
- (6) ブロック塀等の所有者の承諾書 (除却するブロック塀等が他人所有の場合のみ)

【 受付場所 】

〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地
富谷市役所 建設部都市計画課 TEL:022-358-0527

【 受付期間 】

令和5年12月15日まで
※土、日曜日・祝日を除く、8:30 から 17:30 まで
※予定件数に達し次第、受付を終了します。

4. お申込みされる方への注意事項

(1) 補助対象について

- ① 本事業における「道路」は、富谷市耐震改修促進計画6－(1)に規定する避難路（住宅や事業所等から避難所や避難地等へ避難するための私道を除く経路）です。
- ② 門柱やフェンス、塀の基礎や土留め等は対象外となります。
- ③ 隣地境界等に築造されているブロック塀等は対象外となります。

(2) 補助金交付申請書に添付する見積書について

- ① 除却・設置両方の補助を受けられる場合は、除却と設置の項目を分けてください。
- ② 補助の対象とならない部分がある場合は項目を分けて下さい。
- ③ 諸経費は項目ごとに分けてください。

※参考までに別紙「御見積書 例」をご参照ください。

(3) 補助金の交付について

補助金の交付は、当該ブロック塀等を除却後に事業完了報告書を提出していただき、市の検査の結果、合格と認めたものに対して行います。

補助金の交付後、申請書等の内容に偽りがあった事が判明したときは、交付した補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。